

令和元年度第5回 山陽小野田市地方卸売市場運営協議会議事録

開催日時	令和2年1月8日(水) 13:30~16:05
開催場所	山陽小野田市地方卸売市場 会議室
出席者	<p>小野田中央青果株式会社 代表取締役 深井 篤 小野田中央青果仲買人組合 組合長 高橋 泰男 青果市場買受人組合 組合長 河内 良満 山陽地区法人・担い手連絡協議会 会長 田中 覺 (株)三味 代表取締役 松村 正勝 消費者の会 会長 内藤 美恵子 学識経験者 村上 俊治 山口県農業協同組合宇部統括本部 営農経済部長 松永 芳明 公募委員 岩本 信子 山陽小野田市 経済部長 河口 修司 (事務局) 山陽小野田市地方卸売市場 場長 高橋 敏明 山陽小野田市 経済部農林水産課 坂根主幹、平係長、稲葉</p>
欠席者	<p>フレッシュ 高橋 真也 公募委員 草田 和枝</p>
会議概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 議題 ・市長への意見の集約について 事務局から意見書(案)を読み上げ説明を行い、添付資料(これまでの議論の経過、第1回から第4回までの議事録のまとめ)について説明を行った。</p> <p>会長：今、要約した説明になりましたが、今までの経緯やまとめとした意見案ということになっています。その中で関連いたしますので、先般から委員さんの方から出ています、この文中にも出てきますが、今後の市場の運営方針について、皆さんから意見言っていただく前に、今後の方向性について、小野田中央青果からお願いしたいと思います。</p> <p>委員：まず、中央青果といたしましては、売掛金の回収の問題、買掛金の問題、取扱高の増加、こういった問題があるところでございます。それぞれの問題について今後どのように取り組んでいくのかお話しさせていただきたい。売掛金につきましては、条例の中で、「すみやかに」ということで、すみやかにということが具体的にはないが、運営の中で、7日としておりますけど、買参者の入金状況について、これを細かく確認しまして、7日以上未払いとなっている業者に対しましては、こまめに催告等を行っていきたいと思います。長期未払いがあります業者に対しましては、年末に文書を出したところでありますが、まずは一括返還を求める。それが無理であれば支払計画を協議させてほしいという内容の文書を出しているところであります。この両方向もない場合は、こちらの方としても取引の停止を視野に入れ</p>

ていますよと一文入れているところであります。この売掛金の回収については、必要に応じて、取締役にも協力を求めていきたいと思っております。買掛金につきましては、先般から申し上げていますが、毎週10営業日分の支払いを続けるという約束をしているところでありますし、また、毎月可能な金額で支払いをしていくということで理解をいただいているところでございますので、これについては、不履行にならないように努力していきたいと思っております。取扱高の増加につきましては、買い手との取引の増加が必要不可欠であります。その中でも大手スーパーについては、絶対に必要であると考えているところでありますし、それについて、地元大手スーパーについては、取引の再開を引き続き求めていきたい。現在取引のある大手スーパーにつきましては、先般、取引量の増があったところでありますが、さらなる増加を求めていきたいと思っております。また、現在取引のないスーパー、大手スーパーには、新規の取引開始を求めていくことにも取り組んでいきたい。新規取引につきましては、取締役にも協力を求めまして、時期・方法を調整していきたいと考えているところであります。また、スーパー以外にも、食品加工業者、外食産業、こういったところとも取引も今、考えてはいるところではございますが、これについては、仲卸業者さんをはじめといたしまして、売参者の御協力が当然必要になってきますので、そういった関係者の協力を求めていきたいと思っております。また、市場の運営に関しまして、有識者が会社経営をやるのが良いと考えていますので、これについては、関係者との協議を重ねていきたいと思っております。その他にも一般管理費の削減、これについても今後さらに努力していきたいと思っております。

その他質疑・意見等

○売掛金について

支払い期限について、条例上は「すみやかに」と規定されているが、それを7日以内と運用上決め、未払いとなっている買受人に対して、支払いに関して協議ができない場合は、取引を停止する等の文書が卸売業者から出されたが、それは何の権限で、どういう基準で（根拠に）しているのか。との議論があった。

また、取引停止処分は行政処分であり、開設者しかできない権限ではないかと委員から意見が出た。

以上のことについて結論が出せないため、市で確認することとなった。

○差入保証金について

小野田中央青果と相手方の中で認識が違うため、弁護士に相談させていただき、回答の期限を1月末までとしている。

○前代表取締役の退職金について

本来、払うべきではあるが、今、経営状態が非常に悪いということがあるので、会社の運営費に充当させて、会社の経営状況が好転した後に、再度、退職慰労金を払うかどうかを株主総会に諮りたいということで、株主の承認を得ている。

また、登記上、解任となっているが、本人の意志に基づいて、取締役会で協議をし解任した場合は、退職金はあつてしかるべきとの弁護士からも回答をもらっている。

○意見書を踏まえて

- ・市場の必要性については、山陽小野田市の特色を出した発信所、農業の発信所として、地元の野菜を集めてやっていくというように、存続性はあると思う。
- ・市場は絶対に必要だが、問屋についてはどこでも良い。地域密着型であって、地産地消、市民、それから給食関係、公共関係、で、安心安全で継続して運営できる市場を存続させてほしい。
- ・意見書の中の「早急に決定する・・・」とあるんですが、いつまでにと具体的に日にちを入れてほしい。→期限を2月末までとする。
- ・市長へは、来週中に提出する。

3 その他

- ・改正卸売市場法の施行に伴う条例改正について

事務局：卸売市場法の改正のポイントと書いてございますが、改正された卸売市場法が今年の6月21日から施行されるようになっております。大きなところで申しますと、主な改正の表の左の欄の下から3つ、色がちょっとついてありますが、第三者販売の原則禁止（卸売業者は市場内の仲卸業者、売買参加者以外に卸売りをしてはならない）、直荷引きの原則禁止（仲卸業者は、市場内の卸売業者以外から買入れて販売してはならない）、商物一致の原則（卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない）というところが、今は卸売市場法の方で規制されておりますが、その規制がなくなりまして、ここについては各市場で判断をするということになります。これについて、山陽小野田市地方卸売市場についても、どうするのかというところを決めていかないといけないんですけど、まずは、月に2回ほど市場取引調整会議というのを、より現場に近い関係者の方々を集めて開催していますので、まずは、市場取引調整会議の中で、一応協議をしまして、そこで協議が整った後に、運営協議会の方にあげてきたいと考えております。一応これは報告だけでございます。

会長：今、事務局の方からありましたように、先ほどから直接、市場の取引きの中で大きく関与している高橋委員さんのほうからありましたように、国が統括していた部分を、もう地方に委ねましょうということに緩和されるということです。それによって、市場の売買参加者についてもある程度、緩和された中で参加できると。当然、登録は必要なんですけど、そういうことができるとということと、もう一つは、取引きを活性化して、市場の活性化を図っていきましょうということなんです。これは、直接、市場の方に入出入りされる方については、メリット・デメリットというのが多分に今後、出てくるとは思いますが、消費者サイド、出荷者・生産者サイドからすると、活性化によって、取引きを大きくしていきましょうということが可能なんですけど、小さい市場については淘汰されるという弊害がでてくるとということもあるということです。ですから、この運営協議会でも今後、このことについては、いろいろな面を協議していかなければならないということもでてきますので、皆さんのほうも・・・事務局、次回のときに改正の説明を具体的にすることによってよろしいですか。

事務局：はい。

会長：4月から改正ですか。

事務局：いや、6月からです。

会長：4月までにというのは何か。

事務局：3月議会で一応、条例の方を改正しないといけないという手続きが必要になってきます。

会長：みなさんの方には、大変ご負担をかけるようになりませんが、それぞれの立場でメリット・デメリットあるかと思えますけど、皆さんのほうで、インターネット等お持ちでしたら、ある程度検索していただいて、見られて勉強しておいていただければと思います。ちょっとこれじゃわからん。フローチャートか何かのっているのがある。

委員：これに直接関与されていない、有識者、生産者は、この条例の改正については、かなり難しいと思うんですよ。これ専門的になってきますんで。で、これ、市場の中の社員ですら、ほんのごく一部の人しか把握できていません。ここでザッと簡単に説明しますから聞いておいてください。フローチャート見たり、専門家に聞かれても、まずわからない。まず1点目は、山陽小野田市地方卸売市場は何が基本なんですか。市の台所の市民のための市場なのか、宇部や下関のような市場としての県下としての市場の必要な位置づけなのか、まずここで変わってきます。だから、地産地消、学校給食の提供所、ほかの市場にはこういうことはないんです。まずここで、どうなりますかということなんですが、3つの条件のうちほとんどなくなります。これを全部、山陽小野田市地方卸売市場にマッチングさせて、地産地消と、産地育成、学校給食を原則としてガバナンスをたてたら、これは全く関係ない。何でかっていうと、仲卸業務がない、それほど大きくない、エリアが狭い、キャパがない・・・そうするとどうするかというと、ものすごく小さいので、こんなこと論ずる必要がない、何でか、要するに、小売り屋さんがメインの地域密着型の市場で、市民が必要とする市場、そこからの取引きの中で公平公正平等な問題のない運営自体のある市場として確立させたらいい。だから、それを考えてもらったら改正案はわかります。

会長：当然、他の組合、仲買人組合とかにも当然、説明しますよね。意見を求めますよね。

事務局：関係者の方には、直接携わっている方の会議を設けていますので、そちらで説明、意見を求めます。

会長：また、それを集約して、こちらの方にあげていただきたい。

委員：運営協議会の中の有識者の委員さんには、僕が言ったことを踏まえて考えてもらわないと、インターネットで調べたり、フローチャート見たらわけわからなくなるし、(この市場に)あてはまらない。中央市場と地方市場と大きな中央市場と大きな地方市場、要するに産地市場としての関係なので、小野田地方卸売市場に対して当てはめようとしても論じることができない。この市場をどうするんかという方針ができれば、枝葉がでる問題で、枝葉をどうするかは、大きい柱のある市場がするだけである。

会長：事務局にお願いであるが、実例をあげて、こういうものはこうダメなんですよ、これはよくなったんですよと具体的なものがあつた方がわかりやすいと思うので、次回、用意してほしい。

次回開催予定日：意見書提出後、市からの回答が出た後、日程調整する。

議事終了
散会